

湘南ひらつか七夕まつり七夕飾り等装飾物掲出基準

1 趣旨

七夕まつり期間中に掲出される七夕飾り等装飾物（以下「七夕飾り等」という。）の安全を確保し、道路交通と観光客の安全を図るため、道路上の七夕飾り等の掲出について基本的事項を定める。

2 七夕飾りの制作基準

七夕飾りの制作に関して、次のとおりとする。

(1) 七夕飾りの骨組み

- ア 七夕飾りの骨組みに関しては木製角材などを用い、飾り本体の自重に耐えられる構造とすると共に、構造同士金物等を用いて緊結するものとする。
- イ 表層に使う材料は風雨に耐えられるものとし、雨天時水分を含み自重が増すことを考慮すると共に、強風時においても飛ばない様に構造材と緊結をする。
- ウ 竹さおとロープの結合部に関しては、飾りすべての重量を考慮すると共に、風雨による自重の増加や風耐力を考慮し、それに耐えうる金物等を用いることとする。
- エ ロープとの結合金物と飾り本体との結合に関しては、力が一点に集中しないよう数か所の構造部と重心や剛心を考慮した上で結合する。
- オ 七夕飾りの制作に関しては専門の知識を有する者（又は飾り制作に熟練した者）に確認を受ける又は相談するものとする。

3 七夕飾り等取付け基準

七夕飾り等の設置及び取付け等は次のとおりとする。

(1) 七夕飾り等の設置

- ア 東海道本通りに設置する七夕飾り等の根方位置は歩道上とし、歩車道境界線から1.5メートル以内とする。その他歩車道の区分のある道路においては、車道境とし、歩車道の区分のない道路にあつては、道路寄りとする。
- イ 竹さお及び根方と七夕飾り等を吊るロープの強度は、七夕飾り等の重量、容積等に応じて、これを十分に支えるようなものとし、取付けの安全を確保する。
- ウ 交通信号機、道路標識の効用を阻害するような位置又は方法で設置しない。

(2) 七夕飾り等の取付け

- ア 竹さお等に取付ける七夕飾り等の下端の地上からの高さは次のとおりとする。
 - (ア) 交通規制区域内の東海道本通り（東横イン前～崇善公民館前）車道上での七夕飾り本体の高さは3.5メートル以上とする。飾りの下端は2.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内（安全な構造で制作され、適切に安全点検されているものは、最も歩車道境界線側の飾り一つ）にあつては、飾り本体の高さは2.5メートル以上、飾りの下端は高さ2メートル以上とする。（別図1）
 - (イ) 交通規制区域外の東海道本通り車道上での高さは、3.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内にあつては、高さ3メートル以上とする。（別図2）
 - なお、交通の時間規制のある区間にあつては、規制中の（ア）に準ずる。
 - (ウ) 交通規制区域内の道路の車道上での高さは、2.5メートル以上とし、道路端あるいは歩車道の境界線から1メートル以内は、高さ2メートル以上とする。（別

図3)

(エ) 交通規制区域内において、鉄骨等を用い車道上をアーチ状に渡し、七夕飾り等を飾り付ける場合は、高さ2.5メートル以上とする。(別図3-2)

(オ) 交通規制区域外の道路の車道上での高さは、3.5メートル以上とする。ただし、歩車道境界線から車道1メートル以内にあつては、高さ3メートル以上とする。(別図2)

イ 東海道本通り(東横イン前～市民プラザ前)における七夕飾り等の掲出に際しての注意事項は次のとおりとする。

(ア) 別断面図(A)部の手すりは、構造上非常に弱いので、支線等で結束すると破損の恐れがあるため(B)の支線等は、家屋側の堅固な所にロープ(ワイヤ)等で結束する。

(イ) やぐらが高いので座屈が生じないように(C)部の所を必ず結束する。又、飾りの重量等に応じて(D)部分に水平に丸太等で継ぎを入れる。

(ウ) 設置蓋について、歩行の支障にならないよう十分注意する。

ウ 七夕飾り等の大きさ・重さは、地上からの高さ、ロープ等の強度が十分確保できるものとする。

エ ロープ等の欠損の防止及び安全対策として、滑車の固定などにはロープで縛るほか、針金等で補強するなどの二重の安全対策を施すものとする。

(3) アーチの位置

ア 支柱の設置位置は、東海道本通り線上にあつては、歩道上とし、歩車道境界線から1.5メートル以内、その他の道路にあつては、道路寄りとする。

イ 構造は、通常の風雨に十分耐え得る強度とし、横断部分の下端(七夕飾り等を取付ける場合はこれを含む)の地上からの高さは、4.5メートル以上とする。(別図4)

(4) 街路装飾

街路装飾は、紙、布、ビニール又はベニヤ板等簡易なものを用い、交通の妨害にならない方法で建造物を利用して行う。

(5) 七夕飾り等設置の工事期間

ア 交通規制区域内の道路を利用して行う工事及び作業は、道路使用等の許可を受け他の交通の妨げとならないよう夜間(午後9時～午前8時30分)行うものとする。

イ 上記ア以外の道路にあつても道路使用等の許可を受け他の交通の妨げとならないよう配慮して行うものとする。

4 保守・管理

設置者は、期間中は常に七夕飾り等の物件を点検し、落下、接損、ロープのたるみ等により人身事故及び交通の支障を生じないよう保守管理を行わなければならない。

この点検作業は、毎日午前9時までには必ず1回以上行い、その後は随時行うものとする。なお、風雨等で悪天候の場合には、特に点検回数を増やし、必要に応じ、七夕飾りを降ろすなどの処置を講じるものとする。

強風などにより落下の危険が想定される七夕飾り等は、七夕飾り委員会委員長の指示により強制的に降ろすことができるものとする。また、一度降ろした飾りは、来場者がいなくなる夜間か早朝に再度、掲出できるものとする。(まつり開催時間中の飾り再掲出は禁止する。)

5 消灯

七夕飾り等の夜間照明は、まつりの終了時刻で消灯する。

6 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、関係機関と協議し別途定める。

附則

- 1 この基準は、昭和 58 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 この基準は、昭和 62 年 11 月 10 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 5 年 5 月 21 日から施行する。
- 4 この基準は、平成 6 年 5 月 18 日から施行する。
- 5 この基準は、平成 7 年 3 月 28 日から施行する。
- 6 この基準は、平成 10 年 5 月 11 日から施行する。
- 7 この基準は、平成 11 年 11 月 19 日から施行する。
- 8 この基準は、平成 12 年 6 月 20 日から施行する。
- 9 この基準は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。
- 10 この基準は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。
- 11 この基準は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。
- 12 この基準は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。
- 13 この基準は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。
- 14 この基準は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。
- 15 この基準は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。
- 16 この基準は、平成 25 年 2 月 18 日から施行する。
- 17 この基準は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。
- 18 この基準は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。
- 19 この基準は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。
- 20 この基準は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。